

【報告事項(2)】

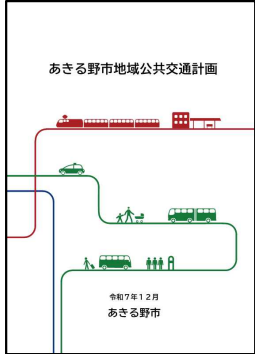
あきる野市地域公共交通計画の進行管理について

1 計画の進行管理に係る令和8年度の予定

令和8年度	令和8年6月 第1回地域公共交通協議会(書面開催) ※今回 令和8年度以降の進行管理の実施方法について報告
	各施策・事業の推進、評価指標に関するデータの調査・収集等
	令和9年1月～2月頃 地域公共交通協議会 各施策・事業の進捗状況・目標の達成状況の評価について協議
	評価結果を主務大臣(国土交通大臣及び総務大臣)に送付

2 計画の策定に関するこれまでの経緯

- 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定計画として、本協議会委員の皆様からのご意見やパブリックコメントの実施結果等を踏まえ、**令和7年12月に「あきる野市地域公共交通計画」を策定**

令和5年度・令和6年度	令和7年度	
● 地域公共交通協議会の設置 ● 計画策定に向けた協議(計画素案作成に向けた協議)	● 計画策定に向けた協議(計画素案・計画案に関する協議) ● パブリックコメントの実施 ● 計画の策定・公表	

3 計画の進行管理の実施方法

- 令和8年度以降、計画に示す各施策・事業の推進のため、**PDCAサイクルによる進行管理を実施**
- 進行管理は、「**施策の進捗状況**」及び「**目標の達成状況**」の評価により実施

あきる野市地域公共交通計画の進行管理

- 各施策・事業の実施状況及び評価指標データの調査・収集等を実施
- 調査・収集等の結果に基づき、「**計画の進行管理シート**」を作成
 - ① 「**施策の進捗状況**」… 各施策・事業の実施状況・課題等の評価
 - ② 「**目標の達成状況**」… 評価指標の目標値の達成状況の評価
- 本協議会において、「計画の進行管理シート」を基に協議し、次年度以降の施策・事業の取組内容の改善や課題の精査、評価を実施
- 評価結果を取りまとめた後、速やかに国土交通省に送付



【参考】地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

■第7条の2 第1項

地方公共団体は、地域公共交通計画を作成した場合には、**毎年度**、当該地域公共交通計画の区域における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する**施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努める**とともに、必要があると認めるときは、地域公共交通計画を変更するものとする。

■第7条の2 第2項

地方公共団体は、前項の調査、分析及び評価を行ったときは、速やかに、**その結果を主務大臣に送付しなければならない**。